

タイにおける知財権利化の 課題とその現状

～タイで特許を出願する意味はありますか～

会員・日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所
同事務所知的財産部長

木挽 謙一
加藤 範久



要 約

「タイで特許を出願する意味はありますか?」。これは、JETRO バンコク事務所知財部に所属する筆者らが多くの日系企業から受ける質問である。この究極の命題とも言える質問に対する筆者らの答えは「YES」である。しかし、この答えを出すには多くの説明が必要になる。

本稿では、こうした究極の命題を土台として、タイの主に特許を中心とした知財権利化における課題とその現状について説明する。具体的には、以前から課題とされてきた権利化の遅延、それに対するタイ知財局の対策と日本特許庁の協力および最近の状況について説明する。また、近年相談件数が増加している特許クレームの誤訳に関する課題および JETRO バンコク事務所知財部で実施した特許庁委託調査「タイ、ベトナム、インドネシアにおける特許クレームの翻訳の質の調査」の内容について紹介する。

目次

1. はじめに
2. タイにおける日系企業の知財活動
 - (1) タイにおける日系企業の進出状況
 - (2) タイにおける日系企業の知財出願件数
3. タイにおける知財権利化の課題
 - (1) 権利化の遅延
 - (2) 特許クレームの誤訳
4. 権利化遅延に対するタイ知財局の対策と日本特許庁の協力
5. 特許クレームの翻訳の質の調査
 - (1) 調査方法
 - (2) 調査結果
 - (3) 誤訳を防ぐ対応策
6. おわりに

1. はじめに ～「タイで特許を出願する意味はありますか?」

月刊「パテント」をご覧いただいている方であれば、多くの方が知財に精通しているだろうし、知財の重要性を認識されているであろう。そのような方は、当然に「タイで特許を出願する意味はありますか?」と問われれば、(タイに限らずどのような国であっても当然に同じであるという前提で)「YES」と答えるはずだ。実は、この質問は多くの日系企業の方から JETRO バンコク事務所知財部の筆者らが受ける質問

なのである。ただし、この質問は決して知財に精通していない方からのものではない。むしろ、タイの知財事情をよく理解し、タイでの知財活動を本気で考えている日系企業の方からのものである。

先にこの質問に対する筆者らの回答を示しておこう。筆者らはこの究極の命題とも言える質問に対して「YES」と答える。しかし、そこには多くの説明が必要となる。なぜ、タイの知財事情に精通した方がこのような質問をするのだろうか。そして、その回答になぜ多くの説明が必要となるのだろうか。

本稿では、この究極の命題を土台として、タイの主に特許を中心とした知財権利化における課題とその現状について詳述したい。

なお、本稿は筆者ら個人の資格で執筆したものであり、JETRO 等の組織として見解等を述べたものではない点を申し述べておく。

2. タイにおける日系企業の知財活動

(1) タイにおける日系企業の進出状況

成長著しい ASEAN 諸国の中でも、これまで日系企業と最も繋がりが強いのがタイであることは、双方の輸出額を見ると明らかである。タイから日本への輸出額(2018年)は、3兆5,629億円と、ASEAN 諸国の中で一番であるし、逆に、日本からタイへの輸出額

(2018年)も2兆7,707億円とASEAN諸国への輸出額の中で最も多い。タイへの直接投資残高(2018年末時点)のシェアを見ても、日本が36.8%を占め、2位のEU(15.1%)と比べても2倍以上の数値になっている。JETROバンコク事務所が実施した調査では、2017年5月時点で確認されたタイに進出している日系企業は5,444社あり、3年前の2014年時点と比較して877社増加しており、大企業だけでなく中小企業、製造業だけでなく非製造業の進出数が一層増加傾向にあることが分かっている。世界でも、タイは、中国、米国について、日系企業の進出企業数において世界第3位となっている。

何故これほどまでに日系企業の進出が続くのか、その理由は様々であるが、例えば自動車産業に見られるような、大規模な2次、3次サプライチェーンが構築されるなど長い進出の歴史に裏打ちされた産業の集積が存在することや、大規模空港や港湾、工業団地等のインフラ整備が進んでいることが挙げられる。

日本の中小企業に対する意識調査では、今後の海外の事業進出予定国としてタイを挙げた企業がベトナムを挙げた企業に次いで多く、中国を上回っていることが分かった。タイへの日系企業の事業進出はこれまでも積極的に行われてきたが、今後もより一層の事業進出・拡大が続くものと考えられる。

(2) タイにおける日系企業の知財出願件数

図1はタイにおける最近の特許出願件数を示したものである。図中、「居住者」はタイ国内からの特許出願を表し、「非居住者」は(タイ)国外からの特許出願を表す。これにより、タイでは年間約6,000件~8,000件程度特許出願され、そのほとんどが(タイ)国外からの特許出願であることがわかる。特に、日本からの特許出願件数は全体の約40%を占め、日本はタイにおける最大の出願人国となっている(図2)。これまで日系企業は、冒頭に挙げた間、つまり、タイで特許を出願する意味はあるのか自問しつつも、実際は、諸外国企業に比べてタイで積極的な特許出願を行っていることが分かる。



図1 タイにおける特許出願件数
(出典：タイ知財局年次報告書及びWIPO(世界知的所有権機関)統計からJETROバンコク事務所作成)

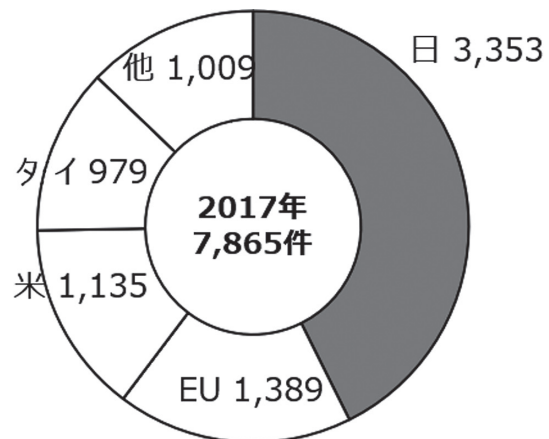


図2 タイにおける出願人国籍別特許出願件数の内訳(2017年7,865件)
(出典：タイ知財局年次報告書及びWIPO統計からJETROバンコク事務所作成)

3. タイにおける知財権利化の課題

(1) 権利化の遅延

図3はASEAN主要6か国における特許出願から権利化までの期間を示したものである。これにより、ASEAN主要国の中でもタイは最も権利化期間が長く、審査の遅延が深刻であることが分かる。技術分野別にみると、開きがあることも分かっており、医薬やバイオ分野では、平均10年以上を要する。特許を出願しても登録になるまで10年以上かかる。タイにおける特許の権利化期間は出願から20年であるので、その半分以上の期間を要していることになる。これでは、確かに「特許を出願する意味はあるのか」と問いたくなるだろう。

何故ここまで権利化に期間を要するのか。ここには、①法制度上の問題点と②審査官数の不足という2つの大きな問題が起因していたと考えられる。

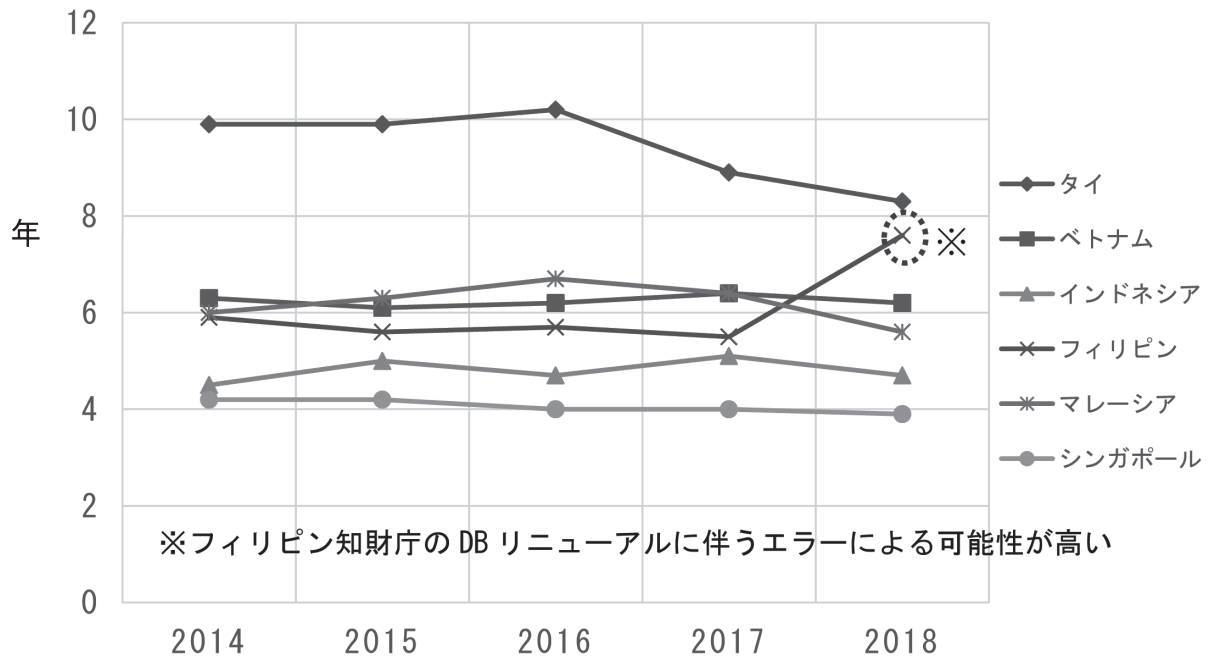


図3 ASEAN 主要6か国における特許出願から権利化までの年数

(出典：特許庁委託事業 JETRO バンコク事務所「ASEAN6 各国の産業財産権データベースから得られる統計情報に関する調査 (2018年度版)」)

民事訴訟	2013	2014	2015	2017	2018
商標権	73	83	107	100	87
著作権	56	51	55	78	51
特許権	25	15	50	32	23
合計	154	149	212	210	161

図4 知的財産権侵害に関する民事訴訟件数

(出典：CIPITC (知的財産・国際取引中央裁判所) からの提供資料より JETRO バンコク事務所作成)

① 法制度上の問題点

日本では特許出願後3年以内に審査請求が可能である一方、タイでは特許出願が公開されてから5年以内に審査請求が可能である。また、日本では特許出願の公開は出願日から1年6月後であることが、特許法にて明文規定として設けられている一方で、タイでは特許出願がいつ公開されるかは特許法上規定されていない。タイ特許制度の運用上、特許出願が公開される時期は案件によってバラバラであり、例えば出願日から3年以上経過しても特許出願が公開されないものもある。そのため、タイにおいては審査請求が可能で時期が不明であり、特許出願から権利化までのプロセスが不透明であると言わざるを得ない。また、早期に特許権を取得したくても、特許出願が公開されていないことから審査請求が行えず、それにより審査の開始が遅れ、結果として権利化が遅くなるといった問題が生じている。

② 審査官数の不足

2015年時点で、タイの特許審査官はなんと24名しかいなかった。特許出願件数が8,167件であるので、一審査官あたり年間約340件であった(なお、日本では、およそ1,700名の特許審査官がいるので、一審査官あたり、出願件数ベースでは年間約190件、審査請求件数ベースで考えると年間約140件)。特許出願件数に比して審査官人数が少なかったことは明らかであり、審査官数不足が権利化遅延の根本的な問題であった。

(2) 特許クレームの誤訳

上述の権利化遅延は以前より課題として認識されてきていたものであるが、近年、JETRO バンコク事務所では、特許クレームの誤訳に関する相談が増えてきている。こうした相談が増加している原因として、特許権に関する係争が増えてきていることが推測される。図4は、タイの知財専門裁判所である知的財産・国際取引中央裁判所(CIPITC: Central Intellectual Property

and International Trade Court) からの提供資料より JETRO バンコク事務所が作成した、2013 年から 2018 年までの民事訴訟件数を表す統計情報である。ただし、この件数には侵害訴訟だけではなく無効訴訟の件数も含まれていることに留意頂きたい。

この統計情報から、民事訴訟としては、今のところ特許に係る訴訟件数が増加していることは見て取れない。特許権を取っても使われていないこの現状は権利化まで時間を要することと並んで「特許を出願しても意味はあるのか」と問うもう一つの理由を示している。

しかしながら、タイの知財を扱う大手法律事務所と意見交換を実施した際、水面下、つまり裁判所外も含めると特許係争の件数は年間 100 件を下らないとのことであった。もちろんこれは同法律事務所のみで扱う件数である。また、昨年 CIPITC の幹部と意見交換を行った際、今後は特許に関する訴訟件数が増加する見込みであることから、特許を扱える裁判官を育成する旨の発言があった。こうしたことから、今後はますます特許に関する争いは増加していくと予想される。

この背景として、以前は、地元のタイ企業が外国企業の商標を模倣し、外国企業が商標権に基づく権利行使を行うといったことが一般的であった。しかしながら近年では、タイ企業も着実に成長してきており、自社ブランドを用いてビジネスを展開することも多くなってきている。一方で、自社で技術開発を行う力まではまだ持っていないことから、外国企業の技術を利用するといったケースが増加してきている。実際に JETRO バンコク事務所で相談を受けたケースでも、相手方となるタイ企業は相談企業の特許に係る技術を利用していると思われるものの、商標については自社商標を用いていた。こういった場合、これまでのように商標権に基づく権利行使ができず、特許権で権利行使しなければならない。特許権でしか対応できない状況が現実に発生している。そうすると、自社技術を適切に保護する特許権を取得しておくことが重要であるが、特許クレームに誤訳が含まれている場合、自社技術を十分に守ることができない可能性がある。JETRO バンコク事務所で相談を受けたケースでも、特許権を行使する事前準備としてタイの特許クレームを逆翻訳してみたところ、誤訳のため、日本の特許クレームに対応しないものになっていたり、特許クレームの内容が理解できないものになっていたりしたとのことである。また、タイでは誤訳訂正制度がなく、次

章で述べる特許法改正でも誤訳訂正に係る規定は導入されない予定であるので、特許クレームに誤訳がある状態で登録されるとはやりカバーができない。

今後、特許に関する係争が増加すると、これまでと比べてより一層、特許クレームの誤訳に関する問題は表面化してくると思われる。こうした状況に鑑み、2018 年度、JETRO バンコク事務所では特許クレームの誤訳に関する委託調査を実施した。調査結果については第 5 章で詳細に説明を行う。

4. 権利化遅延に対するタイ知財局の対策と日本特許庁の協力

ページを遡って、図 3 をもう一度ご覧いただきたい。2016 年を境に権利化期間が短縮傾向にあることが分かる。この原因を紐解く鍵になるのが図 5 である。

	2015	2016	2017	2018
特許	24	43	76	94
		+19	+33	+18
商標	19	29	34	38
		+10	+5	+5

図 5 タイ知財局における審査官数の推移

この図は、タイ知財局の特許及び商標審査官人数の推移を示している。第 3 章 (1) で言及した権利化遅延を引き起こしている理由の一つであった特許審査官人数の不足は、タイ知財局もこれを問題視しており、解決に向けて積極的に対策を行ってきた。具体的には、タイ知財局では、審査遅延を解消すべく、この 3 年間で特許審査官を大量に採用してきた。2015 年にはたった 24 名であった特許審査官が、三度に渡る新人審査官採用を経て、2019 年 5 月現在で 94 名となっている。一部の日系企業からは、このような大量採用により審査品質の低下が懸念されるとの声もあるが、そういったことを防ぐため、日本の特許庁がタイ知財局に対して積極的なサポートを継続して行っている。日本特許庁から審査実務に長けたベテラン審査官を国際研修指導教官としてタイに派遣し、グローバルスタンダードな審査手法をハンズオンで講義・指導している (図 6 参照)。また、タイで指導を受けた審査官を日本に招聘し、フォローアップ研修としてよりレベルの高い内容についての指導も実施している。図 7 に 2016 年以降これまでに日本特許庁が行ったタイの特許審査官に対する主要な研修協力を示す。



図6 日本特許庁によるタイ知財局新人審査官向け研修風景

実施時期（場所）	研修	研修対象者
2016年10月（バンコク）	新人審査官向け研修	第1回採用組新人審査官
2017年2月（東京）	フォローアップ研修	第1回採用組新人審査官
2017年3月（バンコク）	新人審査官向け研修	第2回採用組新人審査官
2017年3月（バンコク）	トレーナー審査官向け研修	2016年以前より在籍していたベテラン審査官
2017年10月（東京）	フォローアップ研修	第2回採用組新人審査官
2018年2月（バンコク）	フォローアップ研修	第1, 2回採用組新人審査官
2018年4月（バンコク）	新人審査官向け研修	第3回採用組新人審査官
2018年11月（東京）	フォローアップ研修	第3回採用組新人審査官
2019年2月（バンコク）	フォローアップ研修	第3回採用組新人審査官

図7 最近の主な日本特許庁によるタイ知財局特許審査官向け研修

このような日本特許庁の研修を受けた新人審査官が審査を開始したこともあり、2017年、2018年は特許の権利化期間が大幅に短縮されている。今後もこの傾向は続くものと思われる。

また、より早期の権利化を望む場合は特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）の活用が考えられる。執筆時点では、タイは日本とのみ PPH を行っており、タイ知財局に対する PPH 申請は年間でおおよそ 400 件以上にも上る。実際に PPH 申請が行われた特許出願は早期審査が行われており、申請から登録まで平均 1 年ほどであることが分かっている。

では、権利化遅延を引き起こすもう一つの理由であった法制度上の問題点についてはどうであろうか。

現在、タイ知財局はこの問題点を解消すべく特許法改正作業を行っているので、特許法改正案について簡単に説明しておきたい。現在検討されている特許法改正案の目的は、ずばり「権利化期間の大幅短縮」である。直近で公開された改正法案の内容によれば、多くの項目で改正が行われる予定だが、特に「出願公開時期の法定化」、「審査請求の出願日基準化」という二点は、現在のタイの特許制度における権利化遅延という根本的な問題を解決するものである。より具体的に

は、改正法案では、出願公開時期は出願日から 1 年 6 月となり、審査請求は出願日から 3 年以内に可能となる。

改正特許法案は、執筆時点では、内閣の承認済であり、今後、法制検討委員会での検討を経て国会審議に付される。2019 年 3 月 24 日に行われた下院議員総選挙の結果を踏まえると、しばらくは政局の混乱が予想されるためこれまでのように迅速にプロセスが進むことは難しいかもしれない。ただ、2019 年 4 月に行った意見交換の場で、タイ知財局長からは改正特許法案は次期政権になっても優先順位の高い法案の一つであるとの発言があった。早期の成立を望むばかりである。

5. 特許クレームの翻訳の質の調査

（1）調査方法

本調査は、特許庁委託事業「タイ、ベトナム、インドネシアにおける特許クレームの翻訳の質の調査」として 2018 年度に実施した。ここではタイの事例を中心に調査結果を説明する。なお、JETRO の HP から同報告書を入手可能であるので、さらに詳細を確認したい読者はぜひアクセス頂ければと思う。

まずは調査方法について説明すると、日系企業が PPH を利用してタイに出願し、登録された案件を対象案件として抽出した。そのため、原則的には日本で登録された特許クレーム（日本クレーム）とタイで登録された特許クレーム（タイクレーム）は一致することになる。また、対象案件数は、機械分野、電気分野、化学分野それぞれ 10 件の計 30 件とし、権利者や代理人が偏らないように調整を行った。

評価方法としては、タイクレームの独立クレーム 1 を日本語に翻訳し、日本クレームの独立クレーム 1 と比較した。今回の調査では、その他の独立クレームや従属クレーム、明細書の記載については評価を行っていない。

（2）調査結果

誤訳を発見したクレーム数は全 30 件中 14 件と、約半数近くに誤訳があることが判明した。技術分野毎に見ると、機械分野、電気分野、化学分野がそれぞれ 10 件中 8 件、3 件、3 件との結果になった。電気分野はシステム関連の出願が多いこともあり、クレームの内容がそこまで複雑でないことからそれほど誤訳の数は多くなかった。化学分野についても、クレーム内容

自体は複雑でなく、ある程度記載のパターンも決まっていることから、そこまで誤訳の数は多くなかった。一方で、機械分野については、他の2分野と比較してクレームの内容が複雑であることから、誤訳の数は非常に多かった。

全体の誤訳のうち、頻度の多いものを類型に分けた。図8は誤訳の各類型と当該類型が発見された件数を示す。各類型の誤訳の総数が、上記の誤訳が発見されたクレーム数14よりも多くなっているのは、1クレーム中に複数の誤訳が発見されたケースがあるためである。なお、図8の類型4、類型7の誤訳はタイの事例では見受けられなかったが、ベトナムまたはインドネシアでは発見されたため、参考として掲載している。以下、主な類型について詳細を説明する。

類型	件数
1: 誤記	10
2: 意識	2
3: 係り受けが異なる翻訳ミス	3
4: 追加記載があることにより翻訳ミス	0
5: 日本語特有の語彙に起因する翻訳ミス	1
6: 構成の順序（因果関係）が異なることによる翻訳ミス	2
7: 用語の削除（抜け）	0
8: 上位概念化	2

図8 誤訳の各類型と当該類型が発見された件数
(出典：特許庁委託事業 JETRO バンコク事務所「タイ、ベトナム、インドネシアにおける特許クレームの翻訳の質の調査」)

○類型1（誤記）

本類型は最も誤訳としての件数が多い類型であるが、これは、数値・単位の間違い等や、現地語に翻訳した際に対応する用語が存在しない場合等が該当する。具体的には、「面部」が「前部」、「対向」が「対応」、「スパーサ」が「セパレータ」に誤訳されている等の事例があった。翻訳の過程を見ても、これらは英語翻訳の段階で誤訳が生じていた。

なお、インドネシアの事例であるが、日本クレームでは「付着量が10~90g/m²のめっき層」となっていたものが、現地のクレームでは「単位面積当たりの質量が10~90g/m²のめっき層」と翻訳されている事例があった。日本では、漢字自体に意味があることか

ら、「付着量」との記載のみをもって付着する数量としての意味を持たせようとしているが、現地語に翻訳された際には、付着のニュアンスが翻訳されておらず、その結果、付着するという属性を有しない「単位面積当たりの質量」という単に数量のみを表した記載となっている。

こちらタイではなくベトナムの事例であるが、日本クレームでの「結晶方位」という記載が現地クレームでは「結晶方向の比率」と誤訳されている事例があった。これは、技術用語である「結晶方位」を翻訳者が技術的に正しく理解できず、誤訳を招いた可能性がある。

○類型2（意識）

本類型は、日本クレームの記載通りに翻訳されず、かつ、記載内容が省略あるいは要約されている場合が該当する。事例を紹介すると、日本クレーム「隣接する前記第1、第2突出部の少なくとも一部と前記凹部とは、前記吸収体を介して互いに対向する位置に配されており、」との記載がタイクレームでは「隣接する前記第1、第2突出部の少なくとも一部は、前記吸収体を介して凹部に対応する位置に設けられ、」と意識されている。

また、インドネシアの事例では、日本クレーム「不透過部材及び透過部材の影並びに前記透過部材の影がある画像を解析して・・・検査する」との記載が、現地クレームでは「不透過部材、透過部材及び前記透過部材のエッジの影に基づいて・・・」と翻訳され、画像を解析して検査するという内容が省略されていた。

○類型3（係り受けが異なる翻訳ミス）

本類型は、日本クレームで記載されていた係り受けが適切に翻訳されてない場合が該当する。例えば、日本クレーム「該操作部よりも上記基端部側に位置する上記ステムの外周面には、二重脛形成溶液を含浸させて脛に塗布するための含浸部が設けられており、」との記載が、タイクレームでは「上記ステムは、該操作部に対して上記基端部の側方に取り付けられる上記ステムの外周面に設けられる含浸部を含み、二重脛形成溶液を含浸させて脛に塗布し、」と記載されている。タイクレームでは、下線部の機能が「ステム」による

ものか「含浸部」によるものかが明確でなく、発明の内容が異なるものとして解釈されるおそれがある。

○類型5（日本語特有の語彙に起因する翻訳ミス）

本類型は、日本語特有の語彙に起因し、翻訳者が当該語彙を誤った意味に翻訳した場合が該当する。例えば、「～とし」は複数の動詞の意味を含み、「より」は比較や原因等、種々の意味で用いられる。インドネシアの事例だが、日本クレーム「・・酸性溶液を、・・有価金属抽出材による溶媒抽出に付し、・・」が現地クレームでは「・・酸性溶液を、・・有価金属抽出材による溶媒抽出にさらし、・・」と翻訳されていた。「付する」には、「従う」、「つけ加える」、「与える」、「まかせる」、「状態」等の意味があり、日本クレームでは「・・酸性溶液を、・・有価金属抽出材による溶媒抽出の状態におく」と解釈されるところ、現地クレームでは異なる意味に翻訳されている。

○類型6（構成の順序（因果関係）が異なることによる翻訳ミス）

本類型は、文の中で原因と結果が異なる、すなわち順序関係が異なる場合が該当する。例えば、日本クレーム「・・高架橋ポリアクリレート系繊維に、アニオン性蛍光増白剤を付着させ、高架橋ポリアクリレート系繊維本来の赤色系色を低くし、白色化させたことを特徴とする・・」の記載が、タイクレームでは「高架橋ポリアクリレート系繊維本来の赤色系色を低くし、白色化させることによって、・・高架橋ポリアクリレート系繊維に、アニオン性蛍光増白剤を付着させることを特徴とする・・」と記載され、処理の順序関係が両者で逆になっている。

○類型8（上位概念化）

本類型は、用語または文章を上位概念化した場合が該当する。事例としては、日本クレームにおける「リブ」という記載が、タイクレームでは「構造体」となっており、いわゆる用語の上位概念化が行われている事例から、日本クレームにおける複数の構成要件が削除されて代わりに日本クレームにはない別の構成要件を設けるといった上位概念化がなされている事例も

あった。

（3） 誤訳を防ぐ対応策

以下、上述の類型に挙げた誤訳を防ぐための対応策の一案を説明する。

○類型1（誤記）

「対向」が「対応」に翻訳される等の誤記は、英語への翻訳段階で生じていることが多く、英語翻訳時にきっちりと確認することが重要である。いわゆる特許技術用語や専門技術用語を利用する場合は特に留意すべきである。担当する翻訳者が特許技術用語や専門用語に慣れていない可能性もあり、誤訳を招きやすい。誤訳を防止する対策としては、もちろん限界はあるが、可能な限り特許技術用語を用いず、理解しやすい代替の用語で表現することが好ましい。特許技術用語や理解が難しいと思われる技術用語を用いる場合は、予め英語を併記する等できれば、翻訳ミスの発生を低減できるのではないかと考える。英語からタイ語に翻訳する際にも注意が必要である。なぜなら、タイでは翻訳者によって同じ英語であっても異なるタイ語の用語に翻訳されることがしばしばあるためである。実際、以前タイ知財局の特許審査長と誤訳に関する意見交換を実施した際も同様の話をしてきた。これに対する同特許審査長のアドバイスは、極力同じ翻訳者を利用すること、それが難しいならタイ語と英語の用語対応リストを活用する、ということであった。

また、日本クレームを作成する際に、漢字自身の意味のみを持って構成要素等を表現しようとしないうことである。「付着量」の事例で説明したように、構成要素について説明する記載がない場合、翻訳者は出願人が意図した意味に理解しない可能性がある。そのため、漢字の意味を利用した構成要素であっても、例えば「表面に付着した～の付着量が・・」のように、構成要素の説明を付すことが誤訳防止の観点から好ましいと考える。

○類型2（意訳）、類型3（係り受けが異なる翻訳ミス）及び類型6（構成の順序（因果関係）が異なることによる翻訳ミス）

本類型に係る誤訳が生じる原因の大きな理由は、ク

クレーム中の構成要素の一文が長文であることと思われる。長文になることで、係り受けが不明確になる。対応策としては、クレームは構成要素ごとに、簡潔かつ明確に記載することである。とはいえ、どうしても構成要素の説明が長くなってしまふ場合は多々あると思う。その際、本調査では、構成要素の説明に関する記載を、前半で「形態・構成」とし、後半で「機能・作用」とする記載方法を用いると、長い記載であっても比較的誤訳が少なくなる傾向があることが分かった。例えば、「稼働支持板の裏面を水平に支持可能であって外周面に周設されたネジ部を備える支持部材」と記載された場合、「稼働支持板の裏面を水平に支持可能」なのは「ネジ部」なのか「支持部材」なのか一目ではわからず、誤訳を招く可能性がある。一方で、「外周面に周設されたネジ部を備え、稼働支持板の裏面を水平に支持可能な支持部材」と、支持部材の「形態・構成」を前半に記載し、支持部材の「機能・作用」を後半に記載した場合、各構成の係り受けは明確になる。当該記載方法はもちろん全てのケースに当てはまるとは限らないが、対応策の一案となろう。

また、クレームの記載ができるだけ複雑にならないように、字下げやセミコロンを活用し、発明の内容を理解しやすくすることも重要である。

○類型 5（日本語特有の語彙に起因する翻訳ミス）

本類型については、誤訳が生じる可能性を少なくする観点から、外国出願を念頭に置く場合は、複数の意味を有する日本語特有の語彙（「～とし」、「より」等）を極力使用しないことが望ましい。

○類型 8（上位概念化）

本類型については、翻訳内容をチェックすることにより対策するしかないと考えるが、英文翻訳までが正常でタイ翻訳の際にこのような誤訳が生じているのであればチェックすることはなかなか難しい。翻訳ソフトを使って構成が抜け落ちていないかということはある程度チェック可能であるが、用語が上位概念化されているかといったことまで確認することは、タイ語にある程度精通していないと困難であると考え。タイクレームが日本クレームよりも上位概念化されているのであれば問題ないのではないと思われるかもし

れないが、出願時の明細書の記載を超えている場合、特許が将来的に無効になるリスクがある。ただし、現在のところ、当該理由で特許無効になったとの話は聞いたことがない。

○その他

日本からタイに出願する際、英文明細書を介して翻訳を行う場合と、日本語からタイ語に直接翻訳する場合があるが、現状タイにおいて、日本語の特許クレームや明細書を理解して適切なタイ語に翻訳することができる弁護士・特許技術者・翻訳者を探すことは極めて困難であると言わざるを得ない。もちろんそういった人材が全く居ないということはないが、非常に少数である。ある法律事務所では、仮に日本語からタイ語に直接翻訳する場合であっても、明細書等の作成に際して、少なくとも特許クレームだけでも英文翻訳を提出するよう出願人に提案している。なお、以前にタイの特許審査官と意見交換を行った際、日本語から直接タイ語に翻訳した案件と、英語翻訳を介してタイ語翻訳した案件とで、特許クレームの読みやすさに大きな違いはないとはしつつも、どちらかと言えば英語翻訳を介してタイ語翻訳したものの方が発明の内容が分かりやすいケースが多いとのことであった。

また、上述のとおり、タイでは誤訳訂正制度がないことから、仮に登録後に誤訳を発見してもどうにもできない。そのため、費用対効果との兼ね合いではあるが、特に重要な案件であれば、審査請求時または対応特許提出時に、タイクレームを逆翻訳し、所望の権利範囲になっているか再確認を行うことが望ましい。なお、ベトナムも誤訳訂正制度は存在しない。インドネシアでは、特許査定謄本の送達日から3月以内であれば、訂正審判を請求することが可能である（インドネシア特許法第69条）。

6. おわりに

これまでタイで大きな課題と認識されてきた知財の権利化遅延であるが、上述のとおり、近年のタイ政府の積極的な取組と日本特許庁等の協力によって、確実に良い方向に進んできていると言える。また、特許クレームの翻訳について、近年課題が顕在化してきている背景として、これまでの商標権を用いた模倣品摘発の実務から、特許の領域まで舞台が拡大してきている

ことを説明した。実際に色々な日系企業と話をしていると、当該課題を認識してきている企業が徐々に増えつつあることを実感する。誤訳の対策は費用対コストの観点もあり、企業によって国内外特許事務所との関わり合いかたも異なることから、画一的な解決方法を見出すのは難しいとは思いますが、本稿で説明した内容や、JETRO バンコク事務所の調査報告書が読者にとって一助になれば幸いである。

本稿によって、「タイで特許を出願する意味はありますか？」というこの問いに対する答えが「YES」であることがお分かりいただけたとすればこれ以上の喜びはない。特許権は出願から 20 年有効であることから、特許を出願するということは今後 20 年を見据えた先行投資である。この先行投資が無駄にならないよう、今後も、JETRO バンコク事務所としては日本特許庁、日系企業および知財関連団体と密に連携しつつ、タイにおけるより一層の知財環境の整備に尽力する所存である。

(参考文献)

- (1) 中小企業の海外進出に対する意識調査（商工中金，2018 年 5 月）
https://www.shokochukin.co.jp/report/research/pdf/cb18other05_01.pdf
- (2) 知財に関する統計（世界知的所有権機関（WIPO））
- (3) タイ知的財産局（Department of Intellectual Property）ホームページ
(<http://www.ipthailand.go.th>)
- (4) 特許庁委託事業 JETRO バンコク事務所「ASEAN6 カ国の産業財産権データベースから得られる統計情報に関する調査（2018 年度版）」
(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/201904asean6_2018.pdf)
- (5) 知的財産・国際取引中央裁判所（Central Intellectual Property and International Trade Court）
- (6) 特許庁委託事業 JETRO バンコク事務所「タイ、ベトナム、インドネシアにおける特許クレームの翻訳の質の調査」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/search_ip_quality_translationCL_thvnidn2019.pdf

(原稿受領 2019.5.27)